東雲保育所　重要事項説明書



保育・教育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

事業者の名称	甲州市
事業者の所在地	甲州市塩山上於曽 1085-1
事業者の電話番号･ＦＡＸ	ＴＥＬ　0553-32-2111　　ＦＡＸ　0553-32-1818
代表者氏名	甲州市長　　鈴木　幹夫
定款の目的に定めた事業	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童の保育

２　施設の概要

種別	保育所					
名称	東雲保育所					
所在地	甲州市勝沼町小佐手 410 番地					
電話番号・ＦＡＸ	ＴＥＬ　0553-44-0394　　ＦＡＸ　0553-44-0302					
施設長氏名	秋山　美和　（令和８年４月現在）					
開設年月日	平成２年４月 16 日					
利用定員（年齢別）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
	4 人	8 人	18 人	20 人	20 人	20 人
取扱う保育事業	一時預かり、延長保育、障害児保育、 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）					
事業所番号	１９２１３５１０００１２６					

3　施設・設備の概要　※別添可

敷地面積		3，749　㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造　　平屋建て 延床面積　715.34　㎡	
	延床面積	600.57　㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	14.85　㎡
	ほふく室	1室	45.46　㎡
	保育室	3室	167.28　㎡
	遊戯室	1室	86.00　㎡
	調理室	1室	32.19　㎡
	調乳室	1室	4.72　㎡
	幼児用トイレ	3個	33.60　㎡
	医務室	1室	12.15　㎡
	事務室	1室	34.47　㎡
	沐浴室	1室	7.36　㎡
	ステージ	1室	22.80　㎡
	休憩室	1室	6.47　㎡
	廊下･テラス		168.32　㎡
	その他		79.67　㎡
設備の種類		プール、冷暖房	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場500　㎡	

園舎平面図　　別紙１　別紙２

4　施設の目的、運営方針

目　　的	甲州市立東雲保育所は以下の運営方針に基づき、小学校就学前の保育を必要とする子どもに対し、適切な保育・教育を提供する。
運　営　方　針	・子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保されることを目指す ・入所する全ての子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するよう努める ・子どもの意思及び人格を尊重して最もふさわしい保育・教育を提供するよう努める ・子どもの属する家庭や地域及び様々な専門機関との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うように努める

5　職員体制　　（令和８年４月現在）

施　設　長	１人（資格：保育士・幼稚園教諭）	ローテーション 早番 7：３０～１６：１５ 普通番 ８：３０～１７：１５ 遅番 9：00～17：45 9：00～17：45 9：15～17：45 10：15～19：00 保育の状況により変動あり
保　育　士	８人（常勤：８人）主任保育士含む 園児数により変動あり	
調　理　員 （栄養士除く）	２人（常勤：　２人、非常勤０人）	
栄　養　士	１人（公立４園兼務）	
嘱　託　医	３人（非常勤：内科・歯科・眼科） 項目 20 に記載	

6　保育・教育を提供する日

開　　所　　日	月曜日～土曜日
休　　所　　日	日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

7　保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延　長　保　育　時　間	夕：午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延　長　保　育　時　間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

8　利用料金

保　　育　　料	保護者が居住する市町村が定める金額
副　　食　　費	保護者が居住する市町村が定める金額

延　長　保　育　料	別紙３　　＊延長保育については、申請が必要です。別紙４

9　支払方法

利用料は、毎月、月末に自動振り替えにて市役所に納入（12 月分は 25 日）
延長料金は月末集計・翌月請求・現金払い

10　保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

・英語教室に係る費用（年長、年中児）月 2 回の講習料金、１クラス 10,000 円をクラスの園児数で割った金額を月額とする。

・保護者会に係る経費

会費として園児一人につき月額 1,000 円とし、保護者会会計が、前期後期に分けて徴集する。

・教材などに係る費用　月刊誌代（3 歳児以上）年間 5,000 円～5,300 円

・カラー帽子代（入所時)、防災頭巾など 6,000 円前後、

その他必要に応じて集金

・親子バス遠足に係る費用

バス代、通行料、駐車料金、保険、入場料他（行き先により金額は異なります）　　*3 歳以上児クラスのみ

11　提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します (1)特定教育・保育及び時間外保育の提供 (2)上記７に記載する時間において保育を提供します。

＜毎日の保育・教育の流れ＞

時間	乳児	幼児
7:30	開所 標準時間認定保育（11 時間）開始 順次登所	開所 標準時間認定保育（11 時間）開始 順次登所
8:30 9:00	短時間認定保育（８時間）開始 順次登所・健康観察・排泄・手洗い 朝の歌 おやつ	短時間認定保育（８時間）開始 順次登所・健康観察 朝の会・朝の歌
10:00 11:00	総合保育・自由遊び 手洗い・着替え 給食準備	組別総合保育 自由遊び・片付け・着替え 手洗い・うがい・給食準備
11:15	食事（年齢によって前後します）片付け・オムツ交換・排泄 お昼寝 （年齢によって前後します）	11：30　食事・片付け・歯磨き
13:00 14:30 15:15	 目覚め 検温・排泄・手洗い おやつ	お昼寝 （3・4 歳児通年・5 歳児４月～9 月末） 目覚め・排泄・手洗い おやつ
16:30	順次降所	順次降所
16:30 18:30 19:00	短時間認定保育終了（以降延長保育） 標準時間認定保育終了（以降延長保育） 閉所	短時間認定保育終了（以降延長保育） 標準時間認定保育終了（以降延長保育） 閉所

・お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある健康福祉公園や中央公園他に散歩にいきます。

散歩マップ　　別紙５

＜クラス編成＞

年齢	クラス名
0歳児	ひよこ組
1歳児	ひよこ組
2歳児	うさぎ組
3歳児	こあら組
4歳児	ぱんだ組
5歳児	ぞう組

12　給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 （一日の摂取カロリー）
	午前のおやつ	給食		午後のおやつ	
		主食	副食		
０歳児	○	○	○	○	（1050kcal） 50％
１歳児	○	○	○	○	
２歳児	○	○	○	○	
３歳児			○	○	（1400kcal） 40％
４歳児			○	○	
５歳児			○	○	

＜給食の提供にあたって＞

・自園調理　　・献立の提供　　・離乳食の献立

・食育の取組　　・地域の季節のくだもの導入、地産地消

・離乳食　　・アレルギー対応

＜アレルギー対応について＞

当所は、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、適切な対応に努めています。

・アレルギー対応

・医師の診断書・証明書の提出・医師のコメント及び指示事項の提出を受けて除去食を提供しています。

・入所時にアレルギー調査書を配布し、確認をします。

・アレルギーのある園児は毎月の献立表を家庭でチェックしてもらいます。

13　保護者に用意していただくもの　　別紙６　別紙７

（１）入園時にご用意いただくもの

（２）毎日持参いただくもの

（３）服装について

（４）その他ご用意いただくもの

14　登所・降所について

・保育における安全管理について　　別紙８

15　保育所と保護者との連携について

保育所は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳

・園だより　　など

・希望者は個人懇談（必要な方は随時申し出てください）

16　健康診断、健康管理について

（1）健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

健康診断（内科検診）	全園児　年 2 回
歯科健診	全園児　年 2 回
眼科検診	全園児　年 1 回
尿検査	全園児　年 2 回

（２）健康管理、病気のときの対応

・慢性疾患の対応、アトピー性皮膚炎など保育所にご相談下さい。

・予防接種について：**予防接種をした後（当日）の登所は控えてください。**

・事故の対応：Ｐ11　22. 緊急時における対応参照

・発熱嘔吐、いつもと違い気になる状態の時は、緊急連絡表により連絡する。

・感染症の場合、「登園許可証」又は「登園届」の提出が必要となります。別紙９

・投薬について、保育所では、医師と相談の上、保育時間内に投薬が必要であると医師が判断した場合、又、特定の症状が出た時に投薬が必要な疾患を持っているお子さんで保育時間内であっても投薬が必要であると医師が判断した場合のみ投薬の支援をしています。受診の折、**投薬を朝夕２回にしてもらう**などご家庭で対応できるよう医師にご相談下さい。

・体温測定、その他に毎月の身長・体重測定

17　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策（東雲保育所感染症対策マニュアルによる）

・発生した場合は掲示板等で連絡

・登園許可証　登園届　　別紙９

18　障害児保育について

・医療機関、児童相談所等関係機関と連携し、保育・教育を提供

19　医療的ケアが必要な児童の保育について

・医療機関、児童相談所等関係機関と連携し、保育・教育を提供

20　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科、歯科医、眼科医）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	池田内科小児科医院
医　院　長　名	池田　康子
所　　在　　地	甲州市勝沼町勝沼 2961
電　話　番　号	ＴＥＬ　0553-44-0613

医療機関の名称	吉田歯科医院
医　院　長　名	吉田　英二
所　　在　　地	甲州市勝沼町小佐手 1094
電　話　番　号	ＴＥＬ　0553-44-3123

医療機関の名称	古川眼科医院
医　院　長　名	古川　裕之
所　　在　　地	山梨市小原西１９６－２
電　話　番　号	ＴＥＬ　0553-22-0195

21　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	勝沼防災センター　勝沼町勝沼 756-1　0553-44-2111
広域避難場所	東雲小学校　　勝沼町休息 1560-1　　0553-44-0077
その他	第一避難場所（園庭）第二避難場所（タクビ瓦工業） 第三避難場所（東雲小学校）

22　緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	110　　日下部警察署塩山分庁舎 32-0110 勝沼警察官駐在所　　44-0064
消防署	119　　塩山消防署 32-0119　　勝沼分署 44-0119
子育て支援課	0553-32-5081

23　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に

周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	所長　　秋山　美和
消防計画届出年月日	消防署　　毎年 4 月実施
避難訓練	別紙 10　　別紙 11　　別紙 12　　別紙 13
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器　など

震度 5 強以上の大規模地震及び南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の対応については、甲州市子育て支援課で出された『**保護者のみなさまへ**』別紙 11 のとおりです。保育中の場合で保育所にとどまることが危険と判断した時には、園外へ避難します。その際には避難場所を掲示しておきます。保護者等がお迎えに来るまでは、安全に配慮しながら、お子様をお預かりしています。入所時に引き渡しカードを配布します。非常時のお迎えの際はカードを持参して下さい。

＊非常時園児引渡しカード及び保育所の避難場所については、別紙 12　13 のとおりです。

★甲州市保育園メール「すぐ-る」➡保育所から保護者に緊急連絡が必要な場合「すぐーる」を使い一斉配信します。アドレスの登録をお願いします。

24　賠償責任保険の加入状況　　以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	医療費、障害、死亡見舞金
保険金額	年払い 365　円（掛け捨て　）市の助成金 155 円 保護者負担金 210 円（毎年保護者会費より一括負担）

25　業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：年度末の保護者へのアンケート、保育士等の自己評価に基づき職員で話し合う。 公表方法：書面にて公表する。

26　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名　藤田　由佳 電話番号　0553-44-0394	
相談・苦情解決責任者	氏名　秋山　美和 電話番号　0553-44-0394	
第三者委員	野中　佳子	電話番号　090-6011-7309 民生児童委員
	辻　洋子	電話番号　0553-44-0521 民生児童委員

受付方法：　面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。別紙 14

また裏玄関脇には、ご意見箱（保護者会長確認）を設置しています。

27　地域の育児支援について

・一時預かりの実施、園庭開放（随時）の実施、乳児等通園支援事業

（誰でも通園制度）

28　虐待防止について

子どもの人権の擁護・虐待の防止のために以下の措置を講じています。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
（２）職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
（４）その他虐待防止のために必要な措置

保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い甲州市子育て支援課、児童相談所等適切な機関に通告します。

29　個人情報の使用について

お子さま（園児）並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

① 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること

② 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと

③ 緊急時において、病院やその他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

④ 甲州市や山梨県の広報、ＣＡＴＶ、新聞、テレビ等で保育所への取材があった場合、写真や映像を使用すること。

個人情報の使用については、「同意書」により意思の確認をします。

30　当所の利用開始、終了及び利用にあたっての留意事項

・市町村がおこなった利用調整により当所の利用が決定された時、かつ保育・教育の実施について委託を受けた時に入所となります。

・当所の利用開始にあたり必要事項を記載した書面により、利用するお子さんの保護者とその内容を確認します。（重要事項説明書など）

・次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了します。

(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取消した時

(2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があった時（退所届）

(3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めた時

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時